

障害者施設等 施設長及び管理者 各位

横浜市健康福祉局障害支援課長 上條 浩

障害者施設等における現金等の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の障害福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月、地域活動支援センター作業所型において、当該施設の所長が、利用者の預金や給食費負担金、旅行積立金など総額約 170 万円を着服していたことが判明しました。

横浜市では、過去に障害者グループホームや地域活動支援センター作業所型において預り金等の着服や多額の使途不明金が生じたことを踏まえ、事業所における現金等の管理体制の確立をお願いし、再発防止に努めてまいりましたが、今回再びこのような事態が発生したことを、本市としても非常に重く受け止めています。

つきましては、預り金など現金の取扱いや会計処理について、以下に掲げた取組事項を改めて確認及び徹底し、一層厳正な管理をされるよう、通知いたします。

1 取組事項

- (1) 利用者負担金等を預かる場合は金融機関を利用し、現金の取扱いは必要最小限とすること。
- (2) やむを得ず現金を取扱う場合は速やかに預金口座へ入金し、多額の現金を金庫等で保管しないこと。
- (3) 預り金等を金庫等から入出金する際は、必ず複数の職員で行い、入出金の記録を残すこと。
- (4) 施設の預金通帳と印鑑は必ず別の場所で保管・管理し、複数の職員が相互に牽制する体制を確立すること。
- (5) 施設の預金通帳と印鑑の管理や金庫等の入出金記録及び預金残高について、複数の職員で定期的に点検すること。
- (6) 金庫等の鍵、預金通帳の暗証番号、インターネットバンキングのパスワードは、取扱者を定め、厳重に保管すること。
- (7) 小口現金について規程を整備し、帳簿残高と現金残高を複数の職員で定期的に照合するなど、適正に管理・運用すること。
- (8) 利用者の預金通帳や印鑑等は原則として預からないこと。

2 その他

利用者から現金や通帳・印鑑等を預かっている事業所において、「預り金規程」が未整備の場合は、早急に「預り金規程」を整備すること。

担当：横浜市健康福祉局障害支援課 在宅支援係

電話 045-671-2416 FAX 045-671-3566